

みかどの御おやならでは受領などはえさせ給はじとて給はらせ給はず、ことくは后におはしまし、同じ事なり、れいはみかどの御むすめさきにたちてのちに、女帝に給ふもなくやはありける、まして院分など、かなからんと申給上達部もおはす、大女院門院上東は、我御院分をゆづり申さんと奏せさせ給、略此院をば二條院とぞ聞えさせける、

〔百練抄崇徳〕永治元年五月五日、高陽院御出家、四十七、入道前太政大臣藤原忠實女、太上天皇(鳥羽)爲后、

〔二代要記近衛〕皇太后宮藤聖子新院(崇徳)后(中略)久安六年二月廿七日、改皇太后職爲皇嘉門院、

〔千訓抄七〕皇嘉門院始て院號かうふらせ給へりける比、侍従大納言成通卿参りて、左衛門佐と云女房にあひて物語して、此宮の院號は何と申侍ぞと問ければ、皇嘉門院とさだかにいらへたりけり、次に兵衛と云女房に此事を云て問ければ、何とかやよつかぬやうなる御名にてとかといへりけるを、兵衛はゆうのもの也、左衛門佐がさりとて、まらざらんやほと思て、いみじくいらへたりし、あやしう覺えしに、ゆうにこそおぼめきたりしかと感給けり、
〔山槐記〕應保二年二月五日壬寅略予出仗座著膝突、仰云、中宮后二條院號定申、口右府基房小口歸出、次右府被示座中、次自下次第定申、

白河院御所爲三條坊門末付御所可申坊門院之由、被申之人々、

右大臣 内大臣宗能 新藤中納言通 土御門宰相

當時雖無御所、以御領爲其號例也、且立后之時爲御所可申高松院由被申人々、

中宮大夫源雅通 權大夫藤原實長 宰相中將藤原實國

可申般富門院、安嘉門院之由被申人、

權中納言

高松院、坊門院之間、可在勅定之由申人、